

佐賀県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年二月一日から平成二十三年二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号 県道 大木庭武雄線	鹿島市大字三河内字深山乙一八五四番一地从先から 鹿島市大字納富分字長円一八三番一地从先まで 鹿島市大字三河内字深山乙一八七五番二地从先から 鹿島市大字三河内字山中甲三一六一番一地从先まで 鹿島市大字三河内字塚原乙一〇一番一地从先から 鹿島市大字三河内字松山乙一七四番四地从先まで 鹿島市大字三河内字松山乙一七〇番一地从先から 鹿島市大字三河内字谷口甲二二三三番三地从先まで	平成二三・二一・一 //